

ID: 422

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	入園の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則 第11条		
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2		
【根拠条文】 (入園の許可) 第11条 入園は、選考の上、市長が決定する。 2 入園手続きをした1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもの人数が定員を超える場合については、次に掲げる方法により、選考を行う。 (1) 1号認定子ども 抽選 (2) 2号認定子ども及び3号認定子ども 利用調整(児童福祉法(昭和22年法律第164号)附則第73条第1項により読み替えられた児童福祉法第24条第3項に規定する調整をいう。) 【基準】 根拠条文及び芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例第4条の規定による。 (入園資格) 第4条 認定こども園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) その者の保護者が、法第20条第1項の認定を受けた者 (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日